

令和6年度カーボンニュートラル研究開発プロジェクト推進事業
事務局業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

令和6年2月16日

発注者 神奈川県知事
黒岩 祐治

1 委託事業の名称

令和6年度カーボンニュートラル研究開発プロジェクト推進事業事務局業務委託

2 委託業務の内容

別添「仕様書」のとおり

3 採択上限額

110,000,000円（税込）

（申請額での採択を保証するものではない。）

4 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、参加意思表示書の提出期限（提出期限の末日）から契約締結までの全期間に渡って、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 日本国内に住所を有し、国内法により設立された法人であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 神奈川県の名指停止期間中の者でないこと。
- (4) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

5 スケジュール

- | | |
|----------------|-------------------------|
| (1) 参加意思表示書の受付 | 令和6年3月1日（金）17時15分まで（必着） |
| (2) 質問書の受付 | 令和6年3月1日（金）17時15分まで（必着） |
| (3) 質問に対する回答 | 令和6年3月6日（水）（予定） |
| (4) 企画提案書の受付 | 令和6年3月8日（金）17時15分まで（必着） |
| (5) 審査会 | 令和6年3月21日（木）（予定） |
| (6) 選定結果の通知 | 令和6年4月中旬（予定） |

6 参加手続

(1) 参加意思表明書及び企画提案書等の様式の入手

参加に必要な様式は、かながわ電子入札共同システムのホームページからダウンロードするか、産業労働局 産業部 産業振興課で受け取ってください。

(2) 参加意思表明書の提出

参加を希望する者は、必ず参加意思表明書(様式1)を提出してください。参加意思表明書の提出がない者の参加は認められません。

ア 提出書類 参加意思表明書(様式1)

イ 提出期限 令和6年3月1日(金)17時15分まで(必着)

ウ 提出方法 電子メール

エ 提出先 産業労働局 産業部 産業振興課 技術開発グループ
メールアドレス kousinhan@pref.kanagawa.lg.jp

※ 件名に【参加意思表明書:カーボンニュートラル研究開発プロジェクト推進事業】と明記してください。

(3) 質問の受付及び回答

企画提案書の作成等に関する質問がある場合には、質問書を電子メールで提出してください。また、提出は、参加意思表明書の担当者連絡先に記載したメールアドレスから行ってください。

質問に対する回答は、すべての参加意思表明書の提出者に対して、電子メールにて行います。

ア 提出書類 質問書(任意様式)

イ 提出期限 令和6年3月1日(金)17時15分まで(必着)

ウ 提出方法 電子メール

エ 提出先 産業労働局 産業部 産業振興課 技術開発グループ
メールアドレス kousinhan@pref.kanagawa.lg.jp

※ 件名に【質問書:カーボンニュートラル研究開発プロジェクト推進事業】と明記してください。

オ 回答日 令和6年3月6日(水)(予定)

(4) 企画提案書等の提出

別添企画提案書作成要領に基づき、企画提案書を作成のうえ、次の書類と併せて提出してください。

ア 提出書類

① 企画提案書(様式2-2~様式5-5)

② 見積書（様式6-1、様式6-2）

イ 提出部数

7部（1部のみ正本とし、残り6部は複写で可とします。）

ウ 提出期限 令和6年3月8日（金）17時15分まで（必着）

エ 提出方法 郵送又は持参

※ 提出期限までに電子メールで提出のうえ、令和6年3月13日（水）17時15分まで（必着）に郵送で提出することも可能です。）

オ 提出先 〒231-8588（住所の記載を省略できます。）横浜市中区日本大通1
産業労働局 産業部 産業振興課 技術開発グループ

メールアドレス kousinhan@pref.kanagawa.lg.jp

※ 電子メールで提出する場合は、提出書類一式を1ファイルにまとめ
たうえで、ファイルサイズを10MB以下にして送信してください。
提出書類の分割提出はできません。

※ 郵送の場合、郵便事故については一切考慮しません。

※ 持参の場合、受付は土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時
15分までです。

7 選定

(1) 選定方法

ア (2)の評価基準に基づき、外部委員で構成する審査会による審査を行い、
審査員の合計得点の平均点（小数第2位以下を四捨五入）が最も高い提案
を決定します。ただし、最高点の提案が複数ある場合は、審査項目「業務
内容に関する事項」の合計得点が高い提案を決定します。さらに同点の場
合は、審査委員が協議のうえ決定します。

イ 審査委員の合計得点の平均点が60点未満の提案については、順位のい
かにかかわらず不採択とします。

ウ 審査は企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションにて行います。

エ 審査会を開催する場合、開催日は、令和6年3月21日（木）を予定し
ていますが、決定次第、参加意思表明書の担当者連絡先に連絡します。

オ プレゼンテーションにおける各提案者の持ち時間は、「提案内容の説明
15分、質疑応答15分（計30分）を予定しています。

カ 説明方法について特に定めはありませんが、企画提案書の内容に沿っ
て説明していただき、その後、審査委員からの質疑を行います。なお、企
画提案書以外の資料を配付することは不可とします。

キ 応募者多数の場合は提出書類に基づく予備審査を実施し、予備審査の
通過者のみを本審査の対象とします。

(2) 評価基準

項目	審査の視点	配点
団体・企業概要書 【様式3】	<ul style="list-style-type: none"> ・団体・企業の規模 ・類似業務の実績等（相乗効果） 	10点
実施体制及び全体のスケジュール等について【様式4】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的や内容の理解度 ・全体スケジュール ・業務実施体制（人員配置、責任体制、役割分担等） ・個人情報の保護体制 	10点
提案事業の内容に関すること 【様式5-1～様式5-5】	<u>研究開発プロジェクトの募集・選定【様式5-1】</u> <ul style="list-style-type: none"> ・募集、選定の実施方法 ・多くの有望なプロジェクトの応募があるような工夫 	10点
	<u>研究開発プロジェクトの推進、過年度採択プロジェクトのフォローアップ【様式5-2】</u> <ul style="list-style-type: none"> ・事業進捗体制（チーム） ・進捗管理の実施頻度や実施方法（支援開始時・支援期間中・支援終了前） ・技術的課題の解決、知的財産権等の確保、実用化に向けた戦略等に関する支援の体制や手法、頻度 ・中間評価、最終評価の方法 ・過年度採択プロジェクトのフォローアップの実施頻度や実施方法 	40点
	<u>研究開発プロジェクトの経費支援【様式5-3】</u> <ul style="list-style-type: none"> ・経費支援の体制や実施方法 ・適切に支援経費を管理するための工夫 	10点
	<u>広報【様式5-4】</u> <ul style="list-style-type: none"> ・広報の実施方法や頻度 	10点
	<u>追加提案【様式5-5】</u> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的と考えられる企画のアイデアがあれば、その根拠とともに追加提案すること 	5点
	見積書 【様式6-1、様式6-2】	必要な経費のみ積算されており、適切であるか
計		100点

(3) 参加が無効となる場合

参加意思表明書及び企画提案書が次の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

- ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの。
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) 選定結果の通知

令和6年4月中旬まで（予定）に通知します。

8 業務委託の契約手続

次のとおり、業務委託の契約手続を行います。

- (1) 選定された提案者は、発注者と別途協議を行い、協議が整った場合には、契約締結となります。
- (2) 契約の際に提案内容を一部変更することがあります。
- (3) 選定された提案者との協議が整わない場合は、審査会での次点者と、同様の契約手続を行います。

9 留意事項

- (1) 参加に係る経費は参加者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、返却しません。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。ただし、提案書の記載事項に軽微な不備があった場合及び不足書類があった場合については、別途指示します。
- (4) 提出された書類は、選定以外の目的には、無断で使用しないものとします。
- (5) 選定後、参加者名等を公表します。
- (6) 発注者が、企画提案書等の作成に当たって必要となる資料等を配付した場合には、その資料等は、発注者の了解なく公表又は使用することはできません。
- (7) 発注者との調整の中で企画提案内容の変更等があり得ます。それに伴う仕様の変更等については、必要に応じて発注者と協議のうえ、対応することとします。
- (8) 当該契約の相手方決定の効果は、令和6年度当初予算に係る議会の議決がなされ、令和6年4月1日の令和6年度予算発効時において効力を生ずるものとします。

(9) 本委託業務の全部を一括して、又は主たる部分（本委託業務における総合企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を第三者に委託し、もしくは請け負わせることはできません。

10 問合せ先

〒231-8588（住所の記載を省略できます。）横浜市中区日本大通 1

神奈川県産業労働局 産業部 産業振興課 技術開発グループ

担当 藤原

電話 (045) 210-5646（直通）

メールアドレス kousinhan@pref.kanagawa.lg.jp